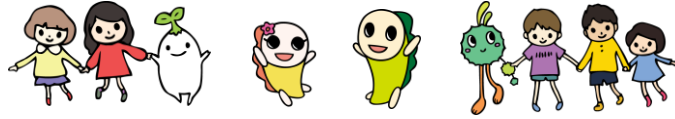


こども発達センターの団体利用について



杉並区の心身障害児の福祉の向上のための活動をしている団体に対して、次のとおり施設の貸し出しをしています。

● 利用できる団体（次の1・2に該当する団体）

1 杉並区の心身障害児の福祉の向上を図ることを目的とする、次のいずれかに該当する団体等（政治団体、宗教団体又は営利を目的とする団体は除きます。）

- ・心身障害児の療育・余暇活動を行う団体等
- ・心身障害児の療育に役立つ目的をもつ団体等
- ・心身障害児の療育に役立つ事業を実施する団体等

2 概ね5名以上

● 利用できる施設と日時（センター事業がある場合を除く）

	月～金	土
① プレイルーム	14時～17時	9時00分～17時
② 水治療法室		

* 年末年始を除く。

* 事業の関係で変更をお願いすることがあります。

● 利用手続き（団体登録の手続き）

1 次の書類①～③を提出し、団体登録の申請をしてください。「団体登録証」が交付された後、施設の利用ができます。

- ① 団体登録申請書
- ② 名簿（氏名・住所・連絡先）
- ③ 団体の活動内容のわかるもの（規約のようなもの）

* 団体登録の有効期間は、登録の日から3年間です。

3年を超えて引き続き利用する場合は、再登録の手続きをしてください。

2 施設の利用にあたっては、利用する1か月前から3日前（利用当日を含む）までに「団体登録証」を提示し、「利用承認申請書」を提出してください。確認後「利用承認書」を交付します。

3 利用当日に受付へ「利用承認書」を提示してください。

● 施設利用にあたっての注意事項

裏面のとおりに、注意事項がありますのでお守りください。

施設利用にあたっての注意事項



☆ご利用にあたっては、自主的な運営をするとともに、次のことをお守りください。

- ① 安全確保や失火の防止に努めてください。
- ② 設備・備品類の破損・紛失の防止に努めてください。
- ③ 他の利用者や近隣住民の迷惑になることは控えてください。
- ④ 禁酒・禁煙をお守りください。
- ⑤ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑥ 駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。また、お車で来所された場合は、必ず受付へお声かけください。

☆プレイルーム・水治療法室それぞれの注意事項

- ① 別紙「注意事項（使用条件）及び同意書」をご確認ください。
団体利用登録証交付後、初回利用前に「同意書」にご署名いただきます。
- ② 施設内での嘔吐や排便の処理については、初回利用前にセンター職員が事前説明しますので、その内容に沿って対応してください。



ご不明点等がありましたら、お気軽におたずねください。



杉並区立こども発達センター

杉並区高井戸東1-18-5

TEL: 5317-5661 / FAX: 5317-5664

プレイルーム利用 **注意事項（使用条件）及び同意書**

杉並区立こども発達センター所長

プレイルーム利用にあたっては、次の各号に定めることを厳守願います。
反することをを行った際は、その後、利用をお断りする場合があります。

1 事前説明について

団体登録者（代表者及び構成員）は、初回利用前に、センター職員から事前説明（30分程度）を受けてください。

2 利用時の注意事項

（1）利用時間について

●平日 …14時から17時までの間

●土曜日 …9時から17時までの間

*センターの行事・施設管理の関係で使用できない日時があります。

（2）使用設備・物品について

プレイルーム内の設備、及び事前に借用申請した物品のみご使用ください。

使用後は、室内を現状に回復してください。

*指導室等には入室しないでください。

*万が一、センター内にある物品を破損した場合は、弁償していただきます。

（3）当日について

①利用前、利用後の報告

センター事務室に立ち寄り、利用開始および利用終了の報告（終了時は利用報告書の提出）をしてください。

②換気・消毒

新型コロナウイルス等感染予防のため、使用中は換気をお願いいたします。
使用後は消毒していただきます。事務室で消毒セットを受け取り、部屋及び遊具等の消毒をしてください。

③ゴミが出た場合

お持ち帰りください。

（4）緊急時の対応

①緊急を要する事態が発生した際は、直ちにセンター職員にお知らせください。

②団体利用中に発生した事故等について、こども発達センターは責任を負いかねますのでご了承ください。

同意書

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

前述1の事前説明を受け、
前述2の利用時の注意事項に同意し、プレイルームを利用します。

水治療室利用 **注意事項（使用条件）及び同意書**

杉並区立こども発達センター所長

水治療室利用にあたっては、次の各号に定めることを厳守願います。
反することをを行った際は、その後、利用をお断りする場合があります。

1 事前説明について

団体登録者（代表者及び構成員）は、初回利用前に、センター職員から事前説明（30分程度）を受けてください。

2 利用時の注意事項

（1）体制について

子ども1人に大人1人が必ず付き添ってください。

付き添いの大人以外に、救急対応のできる監視員を必ずつけてください。いない場合は、当日でも利用をお断りします。

＜利用できない方＞

●本人と付き添いの人以外の方（兄弟姉妹・友人）は利用できません。

●体調が以下のような方

- ① 前日熱が出たり、当日熱がある
- ② 下痢をしていたり、咳や鼻水がひどい
- ③ 目、耳、鼻の病気で治療中
- ④ ひどい湿疹、とびひがある
- ⑤ その他、体調が悪いとき及び、医師より禁止されている場合

（2）利用時間について

●平 日…14時から17時までの間（着替え時間を含む）

●土曜日…9時から17時までの間（着替え時間を含む）

*1回の入水時間は50分以内としてください。

*センターの行事・施設管理の関係で使用できない日時があります。

（3）使用物品について

①タオル・足拭きマット…貸し出しできませんのでご持参ください。

②ドライヤー・洗濯機（脱水のみ）…ご使用可能です。

③水治療室の遊具…借用希望のものがある場合は、事前に申し出てください。

なお、使用後は整理した状態で返却ください。

*万が一、センター内にある物品を破損した場合は、弁償していただきます。

(4) 当日について

- ①利用前…センター事務室に立ち寄ってから入場してください。その際、利用者人数（子ども、大人、監視員の内訳）をお伝えください。
- ②入水前…水質保持のため、体をよく洗ってから入水してください。
- ③貸出時間中…センター職員が安全確認のため入場することがあります。
- ④利用後…プールフロア（赤い台）や更衣室利用後は現状に回復し、センター職員に終了の報告（利用報告書の提出）をしてください。

(5) お断り事項

- ①食物の持込はできません。
- ②指導室等には入室しないでください。
- ③入水時は事故防止のため、ピアス・指輪・アクセサリ・眼鏡・腕時計などは金属製のものははずしてください。
- ④ゴミが出た場合はお持ち帰りください。

(6) 緊急時の対応

- ①緊急を要する事態が発生した際は、直ちにセンター職員にお知らせください。
- ②団体利用中に発生した事故等について、こども発達センターは責任を負いかねますのでご了承ください。

同意書

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

前述1の事前説明を受け、
前述2の利用時の注意事項に同意し、水治療法室を利用します。



団体登録から利用するまでの流れ

団体登録申請

【新規登録】、【再登録】 登録の有効期間は3年間です。

- (1) 団体登録申請書
- (2) 名簿（氏名・住所・連絡先）
- (3) 団体の活動内容のわかるもの（規約等）

承認・登録証交付

利用（予約）申請・承認書交付

利用申請期間は、利用日の1ヶ月前～3日前までです。

(例) 利用日が6月10日の場合、5月10日から申請可能

申請日・申請時間は以下のとおりです。

- ※ 月～金（祝日を除く）8：30 ～ 17：15
利用日1ヶ月前が休業日に重なった場合は
前倒し開所日に申請が可能となります。
- ※ 窓口や電話で空き状況をご確認いただけますが、
予約確定は、窓口で申請書を提出し承認を受けた時
になります。

事前説明（初回利用前）

センター職員から事前説明を受け(30分程度)、同意書に署名し、提出してください。

利用当日

利用承認書を受付に提示ください。
利用後は利用報告書(チェックリスト)を記入し、提出してください。

(第3号様式)

受付番号

杉並区立こども発達センター団体登録申請書

令和 年 月 日

杉並区立こども発達センター所長 あて

住所

申請者 氏名

TEL ()

下記のとおり、登録を申請します。

(フリガナ) 団 体 名		
代 表 者	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	TEL ()
	連 絡 先	TEL ()
団体等の目的 活動内容等		
添付書類		1. 名簿 2. 団体規約又は会則
備 考		

こども発達センター使用欄

登 録 年 月 日	令和 年 月 日	登 録 番 号	—
-----------	----------	---------	---